

75歳
以上の方へ

一定の障害がある方は65歳以上

平成20年
4月から

後期高齢者医療制度 が始まります

75歳（一定の障害がある方は65歳）以上の方は、平成20年4月から「後期高齢者医療制度」に加入します。平成20年4月以降に75歳になる方は、75歳になる誕生日の当日からとなります。

平成20年3月中に、新しい被保険者証が1人に1枚交付されます。

●新しい被保険者証のイメージ

後期高齢者医療被保険者証	有効期限
被保険者番号 12345678	平成21年 7月31日
住所 千葉県千葉市中央区中央3-3-8 日本生命千葉中央ビル3階	
氏名 千葉県 太郎	
生 年 月 日 大正13年 1月 1日	性別 ○
資格取得年月日 平成20年 4月 1日	
発効期 日 平成20年 4月 1日	
交付年月日 平成20年 4月 1日	
一部負担金の割合 ○割	
保険者番号	8 7 6 5 4 3 2 1
保険者名 千葉県後期高齢者医療広域連合	印



医療機関の窓口で支払う自己負担の割合は、今の老人保健と同じ1割（現役並み所得のある方は3割）です。

運営主体は「千葉県後期高齢者医療広域連合」になり、申請や相談、保険料の徴収などは市町村が行います。

保険料は被保険者全員が納めることとなります

- 保険料は、原則として平成20年4月の年金から天引きされます。ただし、被用者保険の被扶養者だった方は半年間保険料が免除、その後の半年間は9割軽減されます。
- 年金からの天引きとならない方は、納付書により納めることとなります。

※厚生労働省資料をもとに作成しています。
内容について今後変更される場合があります。

ホームページもご利用ください <http://www.kouiki-chiba.jp/>



お問い合わせは **千葉県後期高齢者医療広域連合**
またはお住まいの市町村老人医療担当課

発行
●千葉県後期高齢者医療広域連合